

I 用語の説明

◆「配偶者の範囲」について

受給者本人と生計を一にしている配偶者で所得のない方、または、平成31年中の所得金額が下表に該当する方のことです。なお、婚姻届を提出していない方は対象となりませんのでご注意ください。

種類	受給者本人の所得	配偶者の所得(※1)	配偶者の年齢(※1)
①源泉控除対象配偶者	900万円以下	85万円以下	要件なし
老人控除対象配偶者	900万円以下	38万円以下	70歳以上
②同一生計配偶者(※2)	900万円超	38万円以下	要件なし

(※1)「II 年齢の算出方法」と、「III 所得金額の見積額の計算方法」にて算出された金額を参照してください。

(※2)「同一生計配偶者」は、普通障害・特別障害の場合のみ申告書に記入してください。(障害がない場合は控除対象外となります)

◆「配偶者以外の扶養親族の範囲」について

受給者本人と生計を一にしている配偶者以外の親族で、所得のない方、または、平成31年中の所得金額の見積額が38万円以下で、青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないことまたは白色申告者の事業専従者でない方をいいます。			
扶養親族	控除対象扶養親族	一般の扶養親族	年齢が16歳以上19歳未満の方 年齢が23歳以上70歳未満の方
		特定扶養親族	年齢が19歳以上23歳未満の方
		老人扶養親族	年齢が70歳以上の方
	年少扶養親族	扶養親族のうち年齢が16歳未満の方をいいます。ただし、普通障害・特別障害の場合のみ所得税の控除対象となり、障害のない方は住民税の非課税限度額を判定するために使用します。(※申告書「扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の3及び第317条の3の3の規定による公的年金等受給者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねているため、年少扶養親族も、申告書への記載をお願いいたします。)	

◆「障害」の区分について(※介護保険法で定められている要介護認定の等級などとは直接関係ありません)

障害者控除の対象となる方は、受給者本人または配偶者もしくは扶養親族の中で、下表の①～⑧に該当する方をいいます。

	障害の内容	普通障害者	特別障害者
①	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方		該当するすべての方
②	精神保健指定医などから知的障害者と判定された方	中度または軽度と判定された方	重度と判定された方
③	精神に障害がある方で、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	右の程度以外の方	精神障害者保健福祉手帳に、障害等級が1級であると記載のある方
④	身体障害者手帳に身体上の障害がある方として記載されている方	障害の程度が3級から6級までの方	障害の程度が1級または2級の方
⑤	戦傷病者手帳の交付を受けている方	右の程度以外の方	障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2に定める特別項症から第3項症までの方
⑥	原子爆弾の被爆による障害者として厚生労働大臣の認定を受けている方		該当するすべての方
⑦	常に就床を要し、複雑な介護を要する方		該当するすべての方
⑧	年齢が65歳以上で、市長村長や福祉事務所長等から認定されている方	右の程度以外の方	①、②、④の特別障害者と同程度の障害がある方

(注) 障害者に該当するかどうか、障害の区分等については、お近くの税務署にお尋ねください。

◆「寡婦・特別寡婦・寡夫」とは

配偶者と死別(法令上、生死が明らかでない場合(生死不明)を含む)または離婚した後に婚姻をしておらず、下表に該当する方は、申告書に○印をつけてください。

本人の性別	死別・離婚・生死不明の別	扶養親族等の要件	本人の所得	区分
女性	死別・離婚・生死不明	扶養親族である子(※1)がいる	500万円以下	特別寡婦
		年間所得の見積額が38万円以下の生計を一にする子(※2)がいる	500万円超	
		扶養親族がいる(子以外)	要件なし	寡婦
男性	死別・離婚・生死不明	扶養親族や生計を一にする子がない	500万円以下	寡夫
		年間所得の見積額が38万円以下の生計を一にする子(※2)がいる	500万円以下	

(※1)「扶養親族である子」とは、年間合計所得金額が38万円以下の生計を一にする子であり、青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないことまたは白色申告者の事業専従者でない方をいいます。

(※2)「子」は、他の方の控除対象となる配偶者(同一生計配偶者)または扶養親族とされていない方に限られます。

提出先・お問い合わせ先

II 年齢の算出方法

◆年齢は、平成31年12月31日において、何歳になっているかで判断してください。

参考 「70歳以上」=昭和25年1月1日以前に生まれた方

「65歳以上」=昭和30年1月1日以前に生まれた方

「19歳以上23歳未満」=平成9年1月2日から平成13年1月1日までに生まれた方

「16歳未満」=平成16年1月2日以後に生まれた方

III 所得金額の見積額の計算方法

◆収入が公的年金のみの場合の所得金額の計算方法は次の計算式によりとめます。

「所得金額」=「年金額」-「公的年金等控除額」

◆公的年金等控除額は、次表のとおり年齢と年金額により異なります。

65歳以上		65歳未満	
年金額(A)	公的年金等控除額	年金額(A)	公的年金等控除額
330万円以下	120万円	130万円以下	70万円
330万円超 410万円以下	(A)×25%+37.5万円	130万円超 410万円以下	(A)×25%+37.5万円
410万円超 770万円以下	(A)×15%+78.5万円	410万円超 770万円以下	(A)×15%+78.5万円
770万円超	(A)×5%+155.5万円	770万円超	(A)×5%+155.5万円

◆障害年金または遺族年金等は、非課税所得ですので所得には算入しません。

◆公的年金以外の所得がある場合には、以下の計算方法により所得金額をもとめます。

利子所得	利子収入金額と同額	譲渡所得	総収入金額-(取得費+譲渡費用)-特別控除額
配当所得	収入金額-株式等の取得に要した負債の利子	退職所得	(収入金額-退職所得控除額)×1/2
不動産所得	総収入金額-必要経費	山林所得	総収入金額-必要経費-特別控除額
事業所得	総収入金額-必要経費	一時所得	総収入金額-支出金額-特別控除額
給与所得	給与の収入金額-給与所得控除額	雑所得	公的年金等以外…総収入金額-必要経費

(注) 所得金額の計算方法について、詳しくは、お近くの税務署にお尋ねください。

※例えば、配偶者の所得が給与(パート等)だけの場合、給与収入見込額が150万円以下の方は、給与所得控除額が65万円あるため、所得額は85万円以下となりますので、源泉控除対象配偶者となります。(受給者本人の所得額が900万円以下の場合に限ります)

【参考】給与所得控除額

給与の収入金額(B)	給与所得控除額
180万円以下	(B)×40%(65万円以下の場合は65万円)
180万円超 360万円以下	(B)×30%+18万円
360万円超 660万円以下	(B)×20%+54万円
660万円超 1000万円以下	(B)×10%+120万円
1000万円超	220万円

IV その他記載について

◆同一生計内に所得者が2名以上いるときで、配偶者及び扶養親族を分けて控除する場合、今回提出される申告書の控除対象者とならない者について、摘要欄にその者の氏名・あなたとの続柄・住所(別居の場合)と、控除を受ける他の所得者の氏名・あなたとの続柄・住所(別居の場合)を記載してください。

V 提出にあたっての注意事項

- 次の方は、今回「扶養親族申告書」を提出された場合であっても、税務署に確定申告することになります。
  - ・その他の公的年金等をもらっている方
  - ・年金以外に収入(給与等)がある方
  - ・医療費控除や生命保険料控除等を受ける方
  - ・扶養親族が増える等、申告した「扶養親族申告書」の内容に平成31年の途中で変更が生じた方 等
 ※その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告の必要はありません。(住民税の申告が必要な場合があります)
- 公的年金等控除額は、重複して控除を受けることはできません。国民年金基金(または国民年金基金連合会)からの年金以外に、国からの年金等複数の所得がある場合で、複数の「扶養親族申告書」を提出し、同じ控除をそれぞれに申告した場合、確定申告において、税金を追加徴収されることがありますのでご注意ください。
- 同一人物が複数の方(または複数の所得)の扶養親族等申告の対象にはなれませんのでご注意ください。
- 平成31年分の扶養親族等申告書の提出がない場合は、控除該当がないものとして処理しますのでご注意ください。
- 日本国外に居住する親族を扶養している場合、申告書の「非居住」欄に○印を付けて、親族関係書類(※下記①または②)のいずれかを添付してください。
  - ①戸籍の附票の写しその他の国または地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券(パスポート)の写し
  - ②外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類(国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限りです。)
- 扶養親族等の状況の各欄に記入しきれない場合には、便箋などに記載し、この「扶養親族申告書」と一緒に封筒で提出して下さい。なお、その際は、受給者の方の国民年金基金年金証書記号番号または加入員番号、氏名、生年月日も併せて記入してください。